

坂戸市条例第18号

坂戸市振り込め詐欺等の被害防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、振り込め詐欺等の被害の防止（以下「被害防止」という。）に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、被害防止に関する留意事項その他の必要な事項を定めることにより、振り込め詐欺等の被害を防止するための活動を推進し、もって市民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 振り込め詐欺等 振り込め詐欺及び振り込め類似詐欺をいう。
- (2) 振り込め詐欺 オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺をいう。
- (3) オレオレ詐欺 親族を装い電話をかけ、虚偽の名目で、直ちに現金が必要であると信じ込ませ、その指定する預金口座又は貯金口座（以下「預貯金口座」という。）に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条及び同法第246条の2の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 架空請求詐欺 架空の事柄を基に料金を請求する文書等を送付して、その指定する預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (5) 融資保証金詐欺 融資を受けるための保証金等の名目で、その指定する預貯金口座に現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (6) 還付金等詐欺 国又は地方公共団体の職員その他の公共的機関の職員を装い、医療費、税金又は年金に係る保険料等の還付金その他の給付金があると欺き、その受領の手続をかたり現金自動預入払出兼用機（以下「ATM」という。）を操作させて預貯金口座間の送金により現金を振り込ませる手口その他これに類する方法による詐欺をいう。
- (7) 振り込め類似詐欺 金融商品の取引、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第2条第2項に規定する加算型当せん金付証券の当せんに係る数字の提供、異性との交際に係るあっせんその他虚偽の情報を

提供することにより現金をだまし取る方法による詐欺をいう。

(8) 市民 市内に在住し、又は在勤し、若しくは在学する者をいう。

(9) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人であって、次に掲げるものをいう。

ア 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第2条第1項に規定する金融機関

イ 自己が所有し、又は管理する土地又は建物にATMを設置させている者

ウ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者（当該貨物自動車運送事業者のための貨物運送に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を含む。）

エ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）第2条第3項に規定する携帯音声通信事業者、同法第6条第1項に規定する媒介業者等及び同法第10条第1項に規定する貸与業者

オ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介をする行為を業として行う者に限る。）

カ アからオまでに掲げる者のほか、振り込め詐欺等の犯行の態様に鑑み、当該犯行の手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供を業として行う者

（市の責務）

第3条 市は、被害防止に関する総合的な施策及び取組を実施する責務を有する。

2 市は、被害防止を推進するため、次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

(1) 市民及び事業者と連携した被害防止に向けた効果的な活動

(2) 市民、事業者及びこれらの者が組織する団体（以下「団体等」という。）に対する振り込め詐欺等の発生状況その他被害防止に関する有用な情報の提供

(3) 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定す

る学校におけるその児童及び生徒に対する被害防止に関する教育の実施
(4) 被害防止に関する団体等の関心及び理解を深めるための効果的な広報
及び啓発活動

(5) 団体等が行う被害防止に関する自主的な活動に対する必要な支援
(市民の責務)

第4条 市民は、市が実施する被害防止に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、前条第2項第2号に掲げる情報の提供を受けたときは、必要に応じて親族及び近隣住民と情報共有に努めるものとする。

3 市民は、市又は事業者が市民に対して被害防止に関する注意を喚起したときは、これを踏まえた上で、適切な行動をとるよう努めるものとする。
(事業者の責務)

第5条 事業者は、被害防止への関心及び理解を深めるとともに、市が実施する被害防止に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、商品等の流通及び役務の提供に際し、振り込め詐欺等の手段に利用されないための措置を講ずるとともに、市民に対する被害防止に関する注意の喚起及び広報を行うよう努めるものとする。

(被害防止に関する留意事項)

第6条 市民は、振り込め詐欺等の犯行の態様に鑑み、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) A T Mを利用しようとする場合にあっては、正当な理由がある場合を除き、次に掲げる行為を避けること。

ア 携帯電話その他の携帯用の無線通話装置を使用しながらA T Mを操作すること。

イ A T Mの操作に係る他人からの指示又は連絡を待つため、長時間にわたりA T Mを占拠すること。

ウ 多数の預貯金口座に係る通帳又は引出用のカードを使用して、長時間にわたり、又は反復してA T Mを操作すること。

エ 変装する等殊更に容姿が判別されないようにしてA T Mを操作すること。

(2) 宅配便（貨物自動車運送事業法第2条第6項に規定する特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物運送であって、一定の重量以下の貨物を特別な名称を付して行うものをいう。）を利用しようとする場合にあって

は、第2条第9号ウに掲げるものが定める運送約款に運送の引受けを拒絶する荷物として定められている貨幣又は紙幣を運送させないこと。

- (3) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項第1号に規定する前払式支払手段の発行を受けようとする場合にあっては、一度に多額のものの発行又は多数の発行者からの発行を受けないこと。

（通報等）

第7条 市民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) その言動から振り込め詐欺等による被害を受けようとしていると疑われる者を発見したとき。

(2) 自己又は自己と同一の世帯に属する者が振り込め詐欺等と疑われる不審な電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) その言動から振り込め詐欺等による被害を受けようとしていると疑われる者を発見したとき。

(2) 前項の通報を受けたとき又は商品等の流通若しくは役務の提供に際し、振り込め詐欺等による被害を受けようとしていると疑われる者若しくは振り込め詐欺等に係る行為を行っていると思われる者を発見したとき。

（県への協力）

第8条 市は、埼玉県が実施する被害防止に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

（警察との連携）

第9条 市は、第3条第2項第2号に掲げる情報の提供、同項第3号に掲げる教育の実施又は同項第5号に掲げる必要な支援その他被害防止に関する施策を行うに当たっては、埼玉県警察本部、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関（次項において「埼玉県警察」という。）との連携を図るものとする。

2 市は、埼玉県警察が実施する被害防止に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

（運用上の注意）

第10条 この条例の運用に当たっては、市民及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。